

平成24年度決算に係る 健全化判断比率等(確定値)を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、雲仙市の平成24年度決算に係る健全化判断比率および資金不足比率を算定しましたので、下記のとおりお知らせします。

◎ 雲仙市の健全化判断比率および資金不足比率について

(単位:%)

健全化判断比率	雲仙市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率 一般会計等(本市の場合、一般会計のみ)を対象とした 実質赤字額の標準財政規模に対する比率	—	12.59	20.00
②連結実質赤字比率 全会計(本市の場合、9会計)を対象とした実質赤字額 又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率	—	17.59	30.00
③実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金 の標準財政規模等に対する比率	11.1	25.0	35.0
④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政 規模等に対する比率	—	350.0	

(備考) 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、「—」を記載。
将来負担比率は数値がマイナスのため、「—」を記載。

(単位:%)

資金不足比率	雲仙市		経営健全化基準
資金不足比率 公営企業会計(本市の場合、6会計)ごとの 資金の不足額の事業の規模に対する比率 ※事業の規模 「営業収益」-「受託工事収益」	水道事業会計	—	20.0
	簡易水道事業特別会計	—	
	下水道事業特別会計	—	
	と畜場特別会計	—	
	国民宿舎事業特別会計	—	
	温泉浴場事業特別会計	—	

(備考) 資金不足額がないため、「—」を記載。

【用語解説】

- ◎標準財政規模… 地方公共団体が標準的な状態で通常収入される經常的一般財源の規模。本市は、約181億円。「標準財政規模等」とは、標準財政規模から公債費等に対する交付税算入額を差し引いたもの。
- ◎早期健全化基準… 地方公共団体が自主的な改善努力による財政健全化を図るべき基準。この基準を超えると、(経営健全化基準) 財政(経営)健全化計画の策定や外部監査などが義務付けられます。
- ◎財政再生基準… 地方公共団体が自主的な改善努力による財政健全化が困難で、国や県の関与による確実な再生を図るべき基準。この基準を超えると、国や県の監督のもと、財政再生計画の策定や外部監査などが義務付けられるほか、地方債の発行に制限が加わります。(地方公共団体の自由裁量は事実上なくなります)

雲仙市の健全化判断比率(①~④)と資金不足比率は、いずれも基準を下回っており、
堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとなっています。
今後とも行財政改革を推進し、健全で計画的な財政運営に努めます。

【参考資料①】

ここでは、健全化判断比率と資金不足比率の算定について、詳しく説明しています。

健全化判断比率の算定

$$\text{①実質赤字比率「一」} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 181億1,257万7千円}}$$

平成24年度の一般会計の実質収支額は11億736万円の黒字であり、実質赤字額は算定されないため、「一」表示としています。

$$\text{②連結実質赤字比率「一」} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模 181億1,257万7千円}}$$

平成24年度の全9会計の実質収支額等は23億2,745万1千円の黒字であり、連結実質赤字額は算定されないため、「一」表示としています。

$$\text{③実質公債費比率「11.1\%」} \quad \text{※下記は、H24(単年度)の算定となります。}$$

(H22～H24までの3年平均)

(地方債の元利償還金 37億8,827万2千円 + 準元利償還金 12億8,925万2千円)
— (特定財源 5,625万5千円 + 公債費に対する交付税算入額 36億6,580万1千円)
= 13億5,546万8千円

$$= \frac{\text{標準財政規模 181億1,257万7千円} - \text{公債費に対する交付税算入額 36億6,580万1千円}}{\text{標準財政規模 181億1,257万7千円}}$$

= 144億4,677万6千円

※実質公債費比率は3年の平均値を公表しています。

$$[\text{H22}(13.14205) + \text{H23}(10.96075) + \text{H24}(9.38249)] \div 3 \text{年} = 11.1\%$$

◎地方債の元利償還金

地方債(市の借入金)の返済に充てた一般財源の額。

◎準元利償還金

一般会計が負担する、一部事務組合の借入金の返済に充てるための負担金、水道事業会計・下水道事業特別会計などの借入金の返済に充てるための繰出金など、地方債に準じるもの。

◎公債費に対する交付税算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金および準元利償還金。

平成24年度の実質公債費比率は、11.1%(H22～H24の3年平均)であり、前年度の12.7%(H21～H23)と比較すると、1.6ポイント減少しており、早期健全化基準の25.0%から13.9ポイント下回っています。

④将来負担比率「一」

将来負担額 428億6,123万6千円 — 充当可能財源等 477億8,542万2千円
= -49億2,418万6千円

=

標準財政規模 181億1,257万7千円 — 公債費に対する交付税算入額 36億6,580万1千円
= 144億4,677万6千円

◎将来負担額 … 一般会計等が負担するイからホまでの合計額

イ. 地方債(市の借入金)の平成24年度末現在高	260億5,336万6千円
ロ. 債務負担行為(将来にわたる経費の支出義務があるもの)のうち、土地改良区等の借入金の返済に充てるための補助金など、地方債に準じるものの支出予定額	1億4,147万9千円
ハ. 一般会計等以外の会計(水道事業会計・下水道事業会計等)の借入金の返済に充てるための負担等見込額	92億8,609万3千円
ニ. 甲か加入する一部事務組合等(借入金の返済に充てるための負担等見込額)	29億4,213万7千円
ホ. 退職手当支給の負担見込額	44億3,816万1千円

◎充当可能財源等 … ヘからチまでの合計額

ヘ. 地方債の償還等に充当可能な基金	149億5,934万1千円
ト. 地方債の償還等に充当可能な特定の歳入(住宅使用料など)	9億3,983万2千円
チ. 地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金および準元利償還金	318億8,624万9千円

平成24年度末における将来負担額は428億6,123万6千円ですが、その負担に充当することが出来る財源が477億8,542万2千円と大きいため、将来負担比率はマイナスとなり、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っています。

将来負担比率の数値がマイナスのため、「一」表示としています。

資金不足比率の算定

$$\text{資金不足比率「一」} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎事業の規模

法適用企業(営業収益の額 — 受託工事収益の額)

・水道事業会計 3億4,777万5千円

法非適用企業(営業収益に相当する収入の額 — 受託工事収益に相当する収入の額)

・簡易水道事業特別会計 2億6,880万9千円
・下水道事業特別会計 1億9,062万9千円
・と畜場特別会計 1億9,618万7千円
・国民宿舎事業特別会計 1億5,655万3千円
・温泉浴場事業特別会計 935万4千円

平成24年度において、対象となる6会計は、いずれも黒字で資金不足額が算定されないため、「一」表示としています。

【参考資料②】

実質赤字比率とは？

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計(※1)の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

地方公共団体が自由に使いみちを決めることができる地方税や地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計(※1)の実質的な赤字を示す比率です。

毎年4月に始まり3月に終わる地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出より不足してしまい赤字が生じることは、本来、望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年においてその分の歳入確保又は歳出の削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくこととなります。(なお、仮にその年度に支払うべき債務を繰り延べたり、行うべき事業を繰り越したものがあれば、赤字に加えこれらも含めたものが実質的な赤字額(実質赤字額)となります。)

この実質赤字額については、歳出削減や歳入確保を行うことにより解消していかねばなりません。その赤字の程度を示すため、赤字額を地方税や地方交付税等の財源の規模(※2)と比較して指標化した「実質赤字比率」を用いるものです。

地方公共団体の財政運営においては、本来、赤字が生じないようにすべきであり、赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解消が必要です。

また、この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態になっているということになります。

(※1)地方公共団体財政健全化法で用いている「一般会計等」を簡略化し、「一般会計」と表現しています。

連結実質赤字比率とは？

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれています。

会計が分かれているといっても、地方公共団体としての法人はひとつですから、全体の状況を把握することは重要です。一般会計は黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体としてみたときの財政状況がいいとは言えません。

例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている事業(例：水道などの公営企業)の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、地方税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。

この指標が一定以上の地方公共団体は、赤字が多額となっている会計が存在し、その会計の問題がその団体全体の見地からみても大きな問題となっていることを示しています。

なお、地方公共団体の会計のうち、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている赤字の額を差し引くこととしています。

この連結の赤字は本来生じるべきではないものであり、赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解消が必要です。

実質公債費比率とは？

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

地方公共団体の長期(年度を超えるもの)の借金を地方債といいますが、この元金及び利息の支払いを公債費といいます。

一般会計の公債費は、当然、一般会計の義務的な負担となりますが、公営企業等の会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、近隣市との組合により整備した消防庁舎、病院、ゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

公債費や公債費に準ずる経費は、削減したり、先送りしたりすることのできないものであり、また、一度この経費が増大すると数年間にわたって同程度の額を支払っていかざるをえないため、短期間で削減することは困難となるものです。

このため、この比率が高まるほど、財政の弾力性(※3)が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

(※3)どのような財政環境の変化に対しても、収支均衡を保持しながら、住民の要求する行政に対し、適切に適応できる性質。

将来負担比率とは？

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの(債務負担行為)、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、また、例えば、近隣市との組合により整備した消防庁舎、病院、ゴミ処理施設に係る地方債のうち、その団体の負担分などがあります。

そのような、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

なお、この将来の負担額の計算にあたっては、将来負担額に充てることのできる基金の額などは控除することとしています。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財

資金不足比率とは？

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。

ただし、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

例えば、施設の耐用年数は施設を整備する際に発行した地方債の償還期間より長いため、当初は資金不足でも、地方債の償還を終わった後は解消される場合もあります。また、下水道事業の場合、各家庭に下水道が行き渡る前に、まず、下水処理場の建設が必要となるなど、予定していた下水道料金が入ってくるまでは資金不足となるものの、後の料金収入等で解消されることが前提となっている場合があります。このように、解消することが予定されている範囲内の資金不足については、差し引いて計算することとしています。

●総務省ホームページへのリンク

詳しい内容については、こちらをクリックしてご覧いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>